

# 第151号 答 申

## 第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 7月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求を行った。

- (1) 平成23年 9月20日（台風15号襲来時）に吉根排水樋管の閉鎖に従事した職員の名前、部署と同日の業務詳細
- (2) 同日に吉根排水樋管を閉鎖した時間と証明できる記録
- (3) 同日に吉根排水樋管及びその付近の状況をカメラ等にて撮影した撮影記録のすべてとその時間
- (4) 同日に吉根排水樋管を開放した時間と証明できる記録
- (5) 同日の桔梗平地区の浸水痕跡21.7mの測定日と測定方法と場所

2 平成24年 9月 6日、実施機関は、上記の公開請求に対して、下記（1）の行政文書を特定し、下記（2）の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

### (1) 特定した行政文書

- ア 吉根排水樋管閉鎖（以下「本件操作」という。）までの現地行動について（以下「本件対象文書」という。）
- イ 吉根排水樋管操作記録
- ウ 吉根排水路に設置された水位監視カメラの画像
- エ 出張命令伺い
- オ 浸水痕跡測定状況写真及び浸水痕跡平面図

### (2) 非公開事由

条例第 7条第 1項第 1号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている個人の氏名、住所及び職員番号は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

公開請求のあった行政文書に記載されている本件操作に従事した職員（

以下「本件職員」という。)の氏名については、それを明らかにすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるため。

- 3 同月11日、異議申立人は、本件処分のうち、本件職員の氏名及び部署名を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件職員の氏名及び部署名を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関はホームページ等において、条例第7条第1項第1号ただし書アに該当する場合は公務員の氏名を公開するとしているが、本件処分は非公開とし、公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるためという理由がいたずらに濫用されている。
- (2) 名古屋市守山区桔梗平地区に大きな被害が出たが、実施機関は自然災害による被害であると言っている。しかしながら、実施機関の対応が適切であったとは言い難い状況が浮き彫りとなっており、実施機関は市議会において対応が不適切であったことを一部容認している。本件職員の氏名を非公開とし情報を与えない実施機関の行為は、いろいろ聞かれてはまずい事情を隠しているように思えてならない。
- (3) 異議申立人には被害が何故生じたのかを知る権利があり、直接の被害の原因を作り出した本件職員から状況を調査し事実を解明していきたいと考えている。実施機関は今回の被害調査に係る窓口を明確に定めておらず、実施機関の担当者の意見や回答は二転三転し信用しがたいことから、住民が直接本件職員に対して、説明や責任を迫及する考えは当たり前のことであり権利である。
- (4) 実施機関は、住民が暴徒化すると本件職員の利権が侵害されると解される弁明をしているが、住民が暴徒化するのではなく、実施機関がきちんと対応をしないため、住民の怒りを脅威に感じるのではないかと思われる。

実施機関が誠実に対応していなくても、住民は本件職員に危害など加えない。

- (5) 裁判による損害賠償請求も視野にあるので、異議申立人には全て書面による回答が必要であり、情報公開による公人の氏名、部署の公開を求める。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件操作は、本件職員が職務として行ったことであり、本件職員個人の過失が問われるべき事案でないことは明らかであるが、複数の住民より、本件職員個人の責任を問う発言があったことから、本件職員が本来果たすべき説明責任を超えて責任を追及されるおそれがある。このような状況において、本件職員の氏名を公開することは、本件職員の私生活に重大な影響を及ぼすことが十分に想定できるため、これを予防することが必要であることは明らかであり、名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱（平成12年 9月29日付け市民経済局長決裁）第 3、 1 (7) に規定されている公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合に該当し、一般予防の見地も考慮して本件職員の氏名を非公開としたものである。
- (2) 平成23年 9月20日の気象状況、河川の水位状況、本件操作等について、地元説明会を始めとする地域住民への説明を何度も実施しているほか、地域住民の求めに応じて、その都度実施機関は対応してきた。異議申立人を始めとした地域住民に対して、誠実な対応をしており、説明責任を十分に果たしていると考える。また、異議申立人に対する説明の中で、本件操作は実施機関として行った行為であり、本件操作の責任者は実施機関であることから、今後の対応は組織として行う旨を説明している。
- (3) 地域住民との意見交換の中で、地域住民から吉根排水樋管（以下「本件樋管」という。）の操作建屋に対して投石行為があった旨の発言があり、現地においても被害状況を確認している。
- (4) これまでの実施機関の説明にも関わらず、住民からは、本件職員個人に故意または重大な過失があるという主張がある。このような住民からの意見を踏まえると、本件職員の氏名を公開することにより、本件職員に対する問い合わせ及び訪問が集中することが予想され、その結果、本件職員が

精神的及び心理的に追い込まれ、健康状態を害するなど私生活等に影響を及ぼす可能性が十分に予見される。

- (5) 本件操作に係る複数の住民意見を受けた本件職員は、精神的及び心理的に追い込まれ、職務に対して委縮している状態にある。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件職員の氏名が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件操作時の状況について

名古屋市守山区志段味地区においては、台風15号の接近に伴い平成23年 9月20日未明から続いた降雨により、土砂災害の危険性が高くなるとともに、同日午前中からの岐阜県東濃地方における長時間にわたる豪雨により、庄内川及び矢田川の水位が上昇していた。

本件樋管の閉鎖準備に入った時間帯において、名古屋市緑政土木局守山土木事務所（以下「守山土木事務所」という。）では、職員の半数以上が、道路及び河川のパトロール、土砂等により雨水の流入口が閉塞される危険性がある箇所点検・清掃作業、道路の通行止め等の業務を実施するため、現場に出動しており、守山土木事務所に残った職員についても、業務遂行に係る指揮命令、住民からの排水不良等に関する電話対応等に追われていた。

### 4 本件操作について

本件樋管の状況を確認するために出動した本件職員により、堤外地から堤内地への逆流が確認された。当該逆流による名古屋市守山区吉根地区の冠水を防止するため、本件操作について早急な対応が求められる中、本件樋管を

閉鎖するという組織的な意思決定が行われ、名古屋市緑政土木局守山土木事務所長（以下「守山土木事務所長」という。）の職務命令を受けた本件職員が、本件操作を行ったものである。

#### 5 本件操作に対しての住民説明について

実施機関は、地元説明会を始めとする地域住民への説明を幾度も行う中で、本件操作の責任者は実施機関であり、上司の命令を受けた本件職員が、本件操作を行ったという事実を説明していることが認められる。しかしながら、地域住民の一部からは、本件操作に瑕疵があったことによる人災であること、本件職員に対する賠償責任を追及する等の発言があることから、当該説明への理解が得られていないことが認められる。

#### 6 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

当審査会は、本件対象文書に記載されている本件職員の氏名が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 本件対象文書に記載されている本件職員の氏名は、特定の個人を識別され得るものであることは明らかである。

また、地域住民の一部からは、本件操作に関して本件職員の故意又は重大な過失がある旨の発言が何度もあり、本件操作と浸水被害との間の因果関係に争いがあることに鑑みると、本件職員の氏名は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) 次に、本件職員が行った本件操作については、上司である守山土木事務所長の職務命令に従い行われた行為であることから、公務員の職務の遂行

に係る情報に該当すると認められる。

もつとも、公務員等の職務の遂行に関する情報であったとしても、本号ただし書ア括弧書きの規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該情報は非公開情報に該当することから、本件職員の氏名がこれに該当するか否かを判断する。

ア 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(ア) 上記 (2) のとおり、地域住民からは、何度も、本件操作に関して、本件職員の故意または重大な過失がある旨の発言があり、本件職員の個人責任を追及するために、本件職員の氏名を公開するよう強い要請がある。

(イ) また、加害者は不明であるものの、本件樋管の操作建屋に対し投石行為が行われたことによるガラスの破損が確認されており、地域住民の中には、本件操作に対する強い不信感があることも窺われる状況にある。

(ウ) 一方、本件操作を行う担当者は、予め決められている訳ではなく、本件職員ではない他の職員が行うことも可能な作業であった。しかしながら、台風15号の接近に伴い、土砂災害、堤外地から堤内地への逆流による吉根地区の冠水等の危険性が高まる緊迫した状況の中、本件操作を行うよう職務命令を受けたのが、本件職員であるという状況であった。

また、当該職務命令を受け本件操作を行った本件職員は、浸水被害を受けた地域住民からの発言等を受け、精神的及び心理的に追い込まれ、職務に対して委縮した状態にあった。

イ このような状況において、本件職員の氏名を公開することは、単に本件職員が本件操作を行った事実を公にすることにとどまらず、本件職員が内水氾濫の原因を作り出したという事実として捉えられる可能性がある。

ウ その結果、本件職員に対する責任追及の動きが顕在化し、あたかも災害に関する加害者として直接名指しされ、本件職員の個人責任を追及される等、本件職員の私生活等に影響を及ぼす可能性があると認められる。

エ したがって、本件職員が行った本件操作に関する情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であるものの、本件職員の氏名を公にすることは、当該職員の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件職員の氏名は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

7 異議申立人は、本件職員の部署名についても公開とすべきであると主張しているが、本件対象文書には本件職員の部署名は記載されていないことから、当審査会としては判断しない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 9月26日	諮問書の受理
9月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月25日	実施機関の弁明意見書を受理
10月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月30日	異議申立人の反論意見書を受理
12月19日 (第145回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 1月 9日 (第146回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月 6日 (第147回審査会)	調査審議
3月 6日 (第148回審査会)	調査審議
4月12日 (第149回審査会)	調査審議
4月30日	答申